

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	都道府県	香川県
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
該当法令等	弁理士法
制度の現状	弁理士法第75条により、商標登録出願手続を含む工業所有権に関する特許庁への手続の代理及び書類の作成については、弁理士の専権業務とされている。

求める措置の具体的な内容
知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
行政書士は行政手続の専門家であり、建設業や風俗営業の許可申請など、日常的に難易度の高い行政手続を行っている。行政書士試験科目に建設業法や風俗営業法などの個別の行政法は出題されていないが、行政書士試験に合格すれば難易度の高い行政手続を行える素養・能力が担保されている。商標登録出願は難易度が高くなない行政手続である。一般人に対して、商標登録出願と建設業や風俗営業許可申請などの実証実験をすれば、多くの一般人は後者が難易度が高いとの評価をするであろう。行政書士試験に商標法が出題されていないが、行政書士には商標登録出願を行う素養・能力がある。知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化(意見書、補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、「商標権の登録出願手続」の実証実験をすれば能力担保が実証される。
知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、更なる能力担保措置が必要というのならば、特許庁主催の研修を義務付ければよい。
知的財産管理技能検定は職業能力開発促進法第44条の規定により実施されており、安定性が保証されている。登録出願手続の開放により、企業の利便性が向上し、弁理士過疎の弊害が緩和される。開放と弁理士過疎対策は密接な関係にある。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
商標権を含む産業財産権は、第三者に対し独占排他的な効力を有する極めて影響の大きい私権であることから、商標登録出願等の手続代理においては、出願人が事業等において使用する商品や役務を適切に指定するとともに、他の商標との類似性・識別力に対し的確な判断を行うことで、出願人が求める商標権の権利範囲に応じて適切かつ的確に手続きを行い、権利を取得、維持できるよう業務を遂行する必要がある。そのためには、商標制度を含む知的財産制度についての高度な専門的知識と能力が不可欠である。仮に、的確な判断が行われなかった場合、依頼人のみならず、利害関係者に対して不測の損害、不利益を与えるおそれがある。				
したがって、商標登録出願等の手続代理業務は、産業財産権全般に関する専門的な知識や能力を有する弁理士が行う必				

要がある。

一方、行政書士となるための行政書士試験においては、商標に関する試験科目は存在せず、行政書士であることをもってして、知的財産制度に関する専門的知識と能力が担保されているとはいえない。

また、知的財産管理技能士は、企業・団体の内部において、知的財産の管理、活用を行う能力を証明するものである。よって、知的財産管理技能検定において、一部、産業財産権の出願手続に関する試験問題が出題されていたとしても、弁理士に求められているような特許庁への手続を代理人として独立して行うための高度な専門的知識や能力を担保するものではなく、その能力は別途研修を課すことにより担保されるものでもない。

また、弁理士試験に関しては、試験科目が法律で定められており(弁理士法第10条)、試験の実施方法についても、法律において筆記(短答、論文式)及び口述にて行うことが規定されている(弁理士法第9条)一方、知的財産管理技能検定においては、職業能力開発促進法第44条において、“技能検定を行うこと”、“技能検定は、実技試験及び学科試験によって行うこと”が規定されているのみであり、試験科目、試験の実施方法は法律に規定がなく、それに加え、“知的財産管理”について技能検定を行われることさえも政令で規定されるに止まっている。

そのため、知的財産管理技能検定は、弁理士試験と比較した場合には、試験の実施方法や試験科目及び内容の変更が容易であり、試験により判定される知識・能力の範囲、種別について、弁理士試験と同程度の安定性が保証されているとはいえない。

したがって、知的財産管理技能士である行政書士について、商標登録出願等の手続代理業務を担わせることは適切でない。

また、現在、弁理士の存在しない都道府県は無く、弁理士数が多いとは言えない地域に対しては、日本弁理士会が、地域窓口責任者を配置するとともに、各地域に出張可能な弁理士を検索することを可能とするなど、各種対応を行っている。なお、地方におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に出願手続きを開放することとは、直接関係するものではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考える。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの意見

知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」の能力があるとの見解である。能力の有無を明確にするため、適切な実証実験をしていただきたい。

日本弁理士会が弁理士過疎対策を行っているとしても十分とはいえない。弁理士以外の能力ある専門家の参入を認め、地方ユーザーの不便性を解消すべきである。

### 再検討要請に対する回答

#### 「措置の分類」の見直し

C

#### 「措置の内容」の見直し

-

商標権を含む産業財産権は、第三者に対し独占排他的な効力を有する極めて影響の大きい私権であることから、専門的知見を持たない者がその出願手続代理等を行った場合、ユーザーの利益を損なうだけでなく、利害関係者に対して不測の損害・不利益を与えるおそれがある。

こうした公共の福祉の要請にこたえるため、産業財産権に関する出願手続代理業務は、憲法上の職業選択の自由に関する例外として、法令上一定の資格が必要な者である弁理士が行うものとして弁理士法で定められており、弁理士となるのに必要な資質及び学識並びに応用能力があることが弁理士となる資格の前提となっている。具体的には、例えば、産業財産権に係る法令等についての試験を行うことにより弁理士の出願手続等に関する高度な専門性を担保しているのに加え、その専門的知識、能力を維持・向上させるため、弁理士には所定の研修の受講が義務付けられている。

御提案の「商標権の登録出願手続」の実証実験については、上述の通り、商標権は第三者に対し独占排他的な効力を有する極めて影響の大きい私権であるため、実証実験において専門的知見を持たない者がその出願手続代理等を行った場合、ユーザーの利益を損なうだけでなく、利害関係者に対して不測の損害・不利益を与えるおそれがある。したがって、実証実

験を行うことは不適切であると考える。

なお、地方におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に出願手続きを開放することとは、直接関係するものではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考える。

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	マイクログリッド構築のための特定地域一括高圧受電		都道府県 東京都、山口県
提案主体名	ヤキイー株式会社、エネルギープロバイダー株式会社、美川開発株式会社		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気事業法第2条第1項第7号 電気事業法施行規則第2条の2第2項
制度の現状	特定規模(高圧・特別高圧)以上の電気の需要に対する供給に当たっては、電気事業法施行規則第2条の2第2項で規定する「一の需要場所」を単位とした需要と規定されている。

求める措置の具体的な内容
電気事業法施行規則第2条の2第2項により「一の需要場所」における電気の使用者の需要の要件に伴い特定規模電気事業と規定されているが、マイクログリッドを構築した特定の地域を「一の需要場所」とみなし「一の契約」として一括で高圧受電出来るように緩和する。
具体的な事業の実施内容・提案理由
<具体的な事業の実施内容>  商店街(30店舗程度)や複数集落(100人程度)単位でマイクログリッドを構築している地域を一の需要場所とみなし、その代表者が一般電気事業者と一の高圧受電契約を結び、当該需要場所内の各電気需要家の電力使用量を合算し一括で電気料金を支払えるようにする。  またこの一の需要場所をもってマイクログリッドを構築し、グリッド内に再生可能エネルギー発電所を設け CO2 削減に寄与し、その発電量や電力需要量を監視、コントロールすることによりグリッド内での電力使用量の平準化を図る。  <提案理由>  CO2 削減に向けて再生可能エネルギー発電所を増強することは不可欠である。更にこれをマイクログリッド内に連結し、同発電所の発電量並びに各電気需要家のグリッド全体の電力需要量を、全体で一括監視、コントロールできれば、その CO2 削減効果は大きい。しかしながら、現行の電気事業法では一般電気事業者と電気需要家間の契約は個々の一の需要場所に対してそれぞれ一契約のため、全体を一括監視、コントロールする意義に乏しい。そこで一つのマイクログリッド構築地域を一の需要場所とみなした高圧受電が認可されれば、全体を一括監視、コントロールする意義が大きく生じ、結果として各電気需要家の電気料金の削減、CO2 削減が促進され社会的経済的効果が非常に大きくなると見込まれる。  <代替措置>  本来であれば高圧受電端以下の配電設備網を新たに設置しなければならないが、現状ではこれは既に電気事業者所有の設備網として存在し使用している。そこで二重投資を防ぐため、その使用中の設備網を電気事業者から借り入れられる措置が必要である。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
自らが再生可能エネルギー発電設備の設置と併せてマイクログリッド内に電気の供給を行うのであれば、現行の電気事業法第17条の規定に基づき特定供給の許可を得ることで対応し得ると考えます。この場合、例えば電気事業法施行規則第21条第3号の規定に基づき、マイクログリッドを構成する需要家と共同で組合を設立することにより、経済産業省令で規定する「密接な関係」を満たすこととなります。				

従って、上記の要件を満たした上で、一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないれば許可要件を満たすと考えます。

以上により、現行制度で対応可能と考えます。

参考までに、九州電力の供給区域内にある新日本製鐵は法第17条の特定供給の許可を取得して工場や企業、NPO等に供給しており、さらに九州電力から非常時等における電力のバックアップを受ける体制を構築しているような例もあります。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの意見

商店街(30店舗程度)や複数集落(100人程度)単位の地域全体を取りまとめ一の需要場所とみなし、その一の需要場所の合計電力需要量をもってその代表者が一般電気事業者と一の高圧受電契約を結べるように緩和することです。現状は、商店街でも集落でも1軒1軒個別の契約を一般電気事業者と締結しなければならない状況です。

### 再検討要請に対する回答

### 「措置の分類」の見直し

D

### 「措置の内容」の見直し

-

要望を整理すると、現在1軒1軒個別の契約を締結しなければならないものを一の需要場所とみなし、その代表者が一般電気事業者と一の高圧受電契約を締結できるよう緩和することと認識しております。

先日の回答では詳細に記載しておりませんでしたが、要望で記載されている「代表者」が特定供給事業者となることにより、一般電気事業者と一の高圧受電契約を締結することが可能となります。この点では、地域全体を取りまとめ一の需要場所とみなして代表者が一の高圧受電契約を締結することと何ら変わりはありません。

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120030	プロジェクト名	簡易固体発酵法と製造物カスケード利用によるコメエタノール事業化プロジェクト
要望事項 (事項名)	米エタノールの工業用アルコールの要件緩和	都道府県	岩手県
提案主体名	奥州市、農事組合法人アグリ笠森、株式会社まちづくり奥州		

制度の所管・関係府省庁	財務省 経済産業省
該当法令等	アルコール事業法
制度の現状	アルコール事業法では90度以上のアルコールの製造、輸入、販売、使用を行おうとする者は事前に許可を取得する必要がある。

求める措置の具体的内容
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第1項により農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針に基づき、工業用アルコール製造を目的として生産された米に関し、当該米を用いて製造したアルコールについては、飲用を目的とせず、製造過程に関する定期的な検査を市町村長が行うこと等を条件に、アルコール分が90度未満であっても、アルコール事業法第2条第1項に基づくアルコール(工業用アルコール)として認めるよう措置されたい。
具体的事業の実施内容・提案理由
岩手県奥州市では、生産調整の結果転作を余儀なくされている水田が5,808ha(全水田の36.3%)存在する。この転作に際し、水田を水田のまま活用できることを重視し、本市では、平成16年度より転作田におけるエネルギー作物によるエタノール化を検討している。以来、継続的に米の固体発酵によるエタノール化の技術検証を行っており、原料コストを下げるため、平成18年度より糀つき発酵試験を行っているほか、平成19年度より低コスト多収米の作付けを始めている。 一方、需要面では、E3燃料としての販売を検討しているが、十分な市場ではないE3燃料のみでは採算性が低く、事業化は困難との結論に至っている。 このため、工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール蒸留では通常60~80%程度のアルコール度数であり、アルコール事業法に基づき90度以上とするためには、例えば消毒用アルコールの主たる需要帯である70~80度程度のアルコールとして出荷する場合に比して、概算で2割程度のコスト増となってしまう。 工業用アルコールについては、アルコール事業法により流通段階でも厳しく管理されることとなっている。 このため、米の生産調整の政策目的を鑑み、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村が関与し、認定、定期検査の実施等により不正が行われないことを担保することにより、90度未満の濃度のものであっても工業用アルコールとしての出荷が可能となるような措置を提案するものである。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇用創出が図られる。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
アルコール事業法においては90度以上のアルコールの製造、輸入、販売、又は使用を業として行おうとする者を規制の対象としており、提案内容は90度未満のアルコールに係るものであることから現行のアルコール事業法に抵触することなく実施可能である。				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	提案主体から財務省に対して再意見が提出されており、再検討要請に係る財務省の回答を踏まえ、再度提案主体から意見が提出された場合には、貴省にも検討を求める可能性があることを申し添える。		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
			-

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120040	プロジェクト名	豊田市次世代街づくりプロジェクト	
要望事項 (事項名)	太陽光発電設備の設置面積の緑地面積への算入		都道府県	愛知県
提案主体名	トヨタ自動車株式会社		提案事項管理番号	1052010

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	工場立地法施行規則第3条、第4条
制度の現状	<p>工場立地法では、工場の敷地面積における緑地面積の割合を20%以上、緑地及び緑地以外の環境面積の割合を25%以上と定めている。</p> <p>緑地及び環境施設の面積割合は、自治体が地域性を考慮して条例で別途定めることが可能。</p> <p>また、平成22年6月30日から、一定条件を満たす太陽光発電施設については、環境施設として取り扱うよう規制を緩和した。</p>

求める措置の具体的内容
○太陽光発電設備の設置面積を緑地面積に算入することで、工場における太陽光発電導入の促進を図りたい。
具体的事業の実施内容・提案理由
○工場立地法において、敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上または建物面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の工場については、敷地面積について緑化基準を設け、基準面積以上の緑化を義務付けている。
○太陽光発電設備の設置には広い敷地が必要になるが、上記基準を満たすための緑地分については設置できない状況である。
○太陽光発電設備の設置面積を緑地面積に算入することで、工場における太陽光発電導入の促進を図りたい。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
工場立地法において緑地に太陽光発電施設を位置づけることについては、本年1月から3月にかけて開催された産業構造審議会工場立地法検討小委員会においても検討されたが、緑地は、アメニティ効果や景観向上効果などの様々な効果を有することから、太陽光発電施設を緑地に加えることは適当ではないとの結論に至ったところ(同小委員会の検討結果を踏まえ、平成22年6月30日に省令を改正し太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として位置づけ。)。				
太陽光発電施設を緑地面積として算入することを可能とすると、工場に緑地を設けない(緑地を全て太陽光発電施設に置き換えた場合等)ケースでも認めうこととなる。かかるケースを認めることは、一定規模以上の工場に対して緑地の確保を義務付けることにより、工場と地域の融合を実現し、工場立地の適正化を図るという本法の目的に反するため、太陽光発電施設の設置面積を緑地面積率に算入することは妥当ではない。				
なお、現行の制度でも工場立地法における地域準則制度(都道府県等が条例を制定することで国が定める緑地面積率等の基準を上書きできる制度)や企業立地促進法に基づく市町村準則制度(一定の要件を満たした市町村が条例を制定することで国が定める緑地面積率等の基準を上書きできる制度)を活用し、緑地面積率を減らし、環境施設面積率を増やす条例を地方公共団体が制定することにより太陽光発電施設の導入拡大を図ることも可能であると考えられる。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	太陽光発電設備における一般用電気工作物の要件 緩和	都道府県	愛知県
提案主体名	トヨタ自動車株式会社	提案事項管理番号	1052050

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気事業法第38条第2項 電気事業法施行規則第48条第4項第1号
制度の現状	電気事業法上、600V以下の電気の発電用の太陽電池発電設備であって、その出力が20kW未満のものは、一般用電気工作物として扱われ、保安規程の届出や主任技術者の選任に係る義務等が不要とされている。

求める措置の具体的な内容
○太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を30kW未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光発電の導入促進を図りたい。
具体的な事業の実施内容・提案理由
○現状、20kW未満の太陽光発電設備については一般用電気工作物とされており、それ以上の容量になった場合は自家用電気工作物となる。 ○自家用電気工作物となった場合は、電気主任技術者の選任や、厳しい保安基準の適用を受ける等、設置者の負担が大きい。 ○太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を30kW未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光発電の導入促進を図りたい。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	-
太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大については、本年6月に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」において、安全性確保の観点からの技術的検討を平成22年度中に検討し、結論を得ることとしている。 これを踏まえ、7月15日に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会第24回電力安全小委員会を開催し、検討を開始したところ。 今後検討を進め、年度内に結論を得ることとする。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	-

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120060	プロジェクト名	豊田市次世代街づくりプロジェクト	
要望事項 (事項名)	特定の回路を用いた場合の電気用品の適合性検査 の必要性の緩和		都道府県	愛知県
提案主体名	名古屋大学		提案事項管理番号	1052100

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気用品安全法第9条
制度の現状	「特定電気用品」は、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は傷害の発生するおそれが多いものであるため、第三者たる経済産業大臣の登録を受けた者による適合性検査(第9条)を受けなければならない。

求める措置の具体的な内容
特定の回路やチップを用いた場合の実証実験の際には、検査不要で電気用品を利用可能とすることを求める。
具体的な事業の実施内容・提案理由
家庭用のコンセントや電力ケーブルに接続して利用するエコワット等のセンサ等を利用する場合、機器を一般家庭に導入してある程度の規模で実験を行うため、通常の製品と同等の安全性を担保する必要があり、特定電気用品の適合性検査が必要となる。実証実験を繰り返す際にはセンサデバイスを再構築するたびに検査が必要となりコストが大きい。 電気回路は、すでに適合性検査をうけたものと同様の設計で利用しているため、内部のセンサの構成(100Vに関係しない部分)の変更に関しては毎回の検査は不要である。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
エコワットについては特定電気用品の配線器具(型式区分は配線器具「その他の差込み接続器」)に該当します。電気用品安全法第9条第1項のただし書きにより、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に同項第2号に基づく適合性検査の証明書の交付を受けこれを保存している場合、7年間(エコワットの場合)は適合性検査が免除されます。				
要望が提出されているセンサデバイスを変更(電気用品安全法施行規則(別表第二)中の型式の区分の「要素」「区分」のいずれの変更もない場合に限る。)しても型式区分の変更はないため、同一の型式に属する特定電気用品となることから、上記のただし書きが適用され、7年間は検査が免除されますので、現行制度においても、提出された要望は満たすものと考えております。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	電気バス導入のための実証実験の非営利目的認定		
提案主体名	財団法人北陸産業活性化センター		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	財政法第9条第1項 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律第2条、第5条 経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第2条
制度の現状	国の財産を貸し付ける場合は、適正な対価なくして貸し付けることはできないとされている(財政法第9条第1項)。 ただし、地方公共団体等が行う試験研究等の用に供する機器を借り受ける場合等公益に資することが確実な場合等については例外的に物品を無償で貸し付けることを認めている。(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律第2条、経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第2条)

求める措置の具体的内容
経済産業省が保有している低床型電気コミュニティバス(電気バス)を富山市または法人(第3セクターまちづくりとやま)が借り受け、市内のコミュニティバス路線に電気バスを導入する実証試験を実施できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由
北陸電力は、経済産業省 H20 年度補正予算事業(H21.4~H22.1)による委託を受けて低床型電気コミュニティバス(電気バス)を開発しました。また、この電気バスを用いて既存バス路線での実証運行試験(H22.2~H22.3)も行っています。しかし、この実証試験の実質期間は 2 週間に過ぎず、富山市または法人はこの電気バスを借り受けて、市内の路線バスとして運行する実証試験をさらに継続したいと考えています。  経済産業省が実施した試験は開発された電気バスが路線使用に耐え得ることを実証するためのものでしたが、環境モデル都市である富山市の公共交通活性化を軸としたコンパクトシティ構想の中で、将来的にコミュニティバスを電気バスに置き換えるためには同条件での更なる実証試験(四季を通じた運行による季節変動調査、電池性能の経年劣化調査等)が不可欠です。  更なる実証試験を継続するための課題として、一つは主体となる可能性がある法人が右記根拠法令第二条のいずれにも該当しないこと、もう一つは経済産業省が実施した際には問題とならなかった運賃を徴収しての路線運行があります。特に二点目については、中部経済産業局にご指摘頂いております。これは、無償貸与の条件となっている試験研究等の用に、営利目的の使用は含まれないと理由に依ると考えますが、先の実証試験と同様に市民が日常の足として利用するコミュニティバスにおいて、ディーゼルバスは有料で電気バスは無料とすることは公平性の観点から不適切と考えます。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第2条の規定は、経済産業省が所有する物品を無償で貸し付けることができる場合について定めたものであり、地方公共団体や第三セクター等が所定の手続を経た上で当該機器を借り受けて行う実証実験の実施について規制しているものではなく、実証実験の実施は、これにより制約されない。  したがって、富山市が所定の手続を経て、当該機器を無償で借り受けて、運賃徴収を伴う実証実験を実施したり、第三セクター「まちづくりとやま」が所定の手続を経て、当該機器を有償で借り受けて運賃徴収を伴う実証実験を実施したりすることは現在も可能となっている。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
-			

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120080	プロジェクト名	エコポイント宝くじ	
要望事項 (事項名)	エコポイント宝くじの実施		都道府県	福井県
			提案事項管理番号	1058010
提案主体名	(株)市姫商事、福井県商工会議所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
	法務省
	経済産業省
	国土交通省
	環境省
該当法令等	
制度の現状	高い省エネ性能を有するグリーン家電(エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ)の購入に対し、多様な商品等と交換できるエコポイントを発行する事業を実施することにより、地球温暖化対策、経済活性化及び地デジ対策を推進する。

求める措置の具体的な内容
第16次経済改革特区に(株)市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。
具体的な事業の実施内容・提案理由
①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイレージ部分については集約化が進んでいない。最大の原因是発注主体企業等がなるべく権利行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上において決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の説によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと断じられている。 ③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファンション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
エコポイントの交換商品としては、すでに環境配慮型製品を対象としているところであるが、環境対策を進める上では、環境配慮型製品それ自体を交換商品とすれば足りるところである。いたずらに射幸心を煽るものを交換商品とするための特別立法の特段の必要性・公益性は認められないと考える。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
-			

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	データセンターの電気設備に係る主任技術者の兼任 基準の緩和	都道府県	北海道
提案主体名	石狩市		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気事業法第 43 条 電気事業法施行規則第 52 条第 3 項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)
制度の現状	<p>電気事業法上、事業用電気工作物を設置する者は、その工事、維持及び運用に関する保安の監督するために事業場又は設備ごとに主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>原則として、二以上の事業場又は設備を同一の主任技術者に兼ねさせてはならないが、保安上の支障がないものと経済産業大臣が承認した場合は例外的に兼任させることができることとしている。</p> <p>当該承認基準は、内規で定められており、兼任する事業場が次のいずれかに該当することが求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 同一設置者の事業場</li> <li>ロ 親子関係にある会社の事業場</li> <li>ハ 同一親会社の子会社の事業場</li> </ul>

求める措置の具体的な内容
現行法で規定されている、主任技術者に複数の事業所の主任技術者を兼ねさせることができる基準について、工業専用地域等に立地するデータセンターについては、事業者間で協定を結べば兼任を可能とする。
具体的な実施内容・提案理由
データセンターの電気設備に係る主任技術者の兼任基準を緩和することで、運営コストを削減し、データセンターの国際競争力を高め、国内立地を促進する。具体的には、現行法で複数の事業所の主任技術者を兼ねさせができる基準として、イ)兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場、ロ)兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場、ハ)兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同一の親会社の子会社である者の事業場の 3 つが定められているが、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するデータセンターについては、イ～ハに該当しない場合であっても事業者間で協定を締結することで兼任を可能とする。
【提案理由】
データセンターの国内立地が進まず、大規模なデータセンターが次々と海外に立地している理由は、日本の高運営コストによるところが大きいことから、主任技術者の兼任を認めることで運営に係るコストを圧縮することができる。
国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。
さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。
【代替措置】
事業者間で協定を結び、定期的に研修等を実施することで、安全性は十分担保される。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D 一部 C	措置の内容	-
<p>事業用電気工作物を設置する者(設置者)は、原則その従業員から主任技術者を選任しなければならない。これは電気工作物の主任技術者による保安上必要な改修、更新等の指示が、主任技術者が自社の従業員でなければ適切に反映されないおそれがあるとの観点によるものである。</p> <p>御提案中のデータセンターの施設詳細については分かりかねるが、例えば、1つの事業場に、各社が部分的に場所を借りる形で電気設備を設置する場合にあっては、その事業場に主任技術者を1人選任すればよいこととなるため、現行制度下でも対応が可能である。</p> <p>他方、複数の事業場が有る場合であって、事業場ごとの設置者が異なる場合において、設置者間で協定が結ばれたとしても、各設置者が同業他社の従業員である主任技術者の指示等に従うかは不明確であり、設備の保安上支障をきたすことがあることから認められないと考える。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	本市では、各事業者がそれぞれデータセンターを建設運営する郊外型大規模データセンターを想定しており、1つの事業所に複数の事業者が部分的に借り受ける形態は想定していないため、現行制度での対応は困難である。			
データセンター運営コストを削減し国際競争力を高めるため、事業所の設置者が異なるケースにおいても、設置者間で保守管理に関する契約を締結することで、所要の目的を達することは十分可能であると理解している。	また、上記が認められない場合、7,000V超の特別高圧を受電する需要設備の場合も、保守管理に関する委託を可能としてほしい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
7,000V以下で受電する需要設備に関しては、保安管理業務の外部委託が認められているため、データセンター運営者がそれぞれ同一の者に保守管理業務を委託することが可能であり、ご提案の目的は達せられると考えられる。				
一方、7,000Vを超える特別高圧で受電する設備は、高圧で受電する設備に比べ設備構成が大きく異なり、他の需要家に影響を及ぼす波及事故等の危険性も増大するため、主任技術者の保安の監督の職務に係る負担や責任がより大きくなることから、保安管理業務の外部委託は認められず、電気工作物を設置する者(設置者)が自ら実施することが必要であり、またこのため、設置者の従業員から主任技術者が選任される必要がある。よって、ご提案のような兼任は認められない。				

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	データセンターの電気設備に係る法定点検周期の緩和	都道府県	北海道
提案主体名	石狩市	提案事項管理番号	1060020

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気事業法第 43 条 電気事業法施行規則第 52 条第 2 項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)
制度の現状	<p>電気事業法上、事業用電気工作物を設置する者は、その工事、維持及び運用に関する保安の監督するために主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>ただし、出力規模等の一定の要件を満たす事業用電気工作物に係る発電所又は事業場であって、保安管理業務の外部委託契約につき経済産業大臣の承認を受けたもの等にあっては、電気主任技術者を選任しないことができる。</p> <p>保安管理業務を委託する際の、電気工作物の点検頻度については、月次点検について告示で、年次点検について内規で定められている。</p> <p>年次点検については、1年に1回以上行うこととされているが、信頼性が高いもの等であれば、3年に1回以上とすることができる、とされている。</p>

求める措置の具体的な内容
現行法で規定されている、電気設備の年に 1 回の法定点検について、工業専用地域等に立地するデータセンターについては、2 年に 1 回とする。
具体的な実施内容・提案理由
<p>データセンターの電気設備に係る法定点検周期を緩和することで、運営コストを削減し、データセンターの国際競争力を高め、国内立地を促進する。</p> <p>具体的には、現行法で年に 1 回必要とされている電気設備の法定点検について、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するデータセンターについては、市町村に届出を行うことで、2 年に 1 回とする。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>データセンターの国内立地が進まず、大規模なデータセンターが次々と海外に立地している理由は、日本のデータセンターの高運営コストによるところが大きいことから、一定地域内のデータセンターについて、電気設備の法定点検周期を長くすることで運営に係るコストを圧縮することができる。</p> <p>国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。</p> <p>さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p> <p><b>【代替措置】</b></p> <p>対象地域及び業種を限定することで、安全性は十分担保される。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D 一部 C	措置の内容	-
事業用電気工作物を設置する者は、原則主任技術者を選任することとなっているが、一定規模以下の自家用電気工作物であれば、経済産業大臣の承認を受けることで選任しないことができる。この際の点検頻度は、感電、火災及び周囲への停電波及事故を防止するために年に1回以上の点検を求める。御提案のように対象地域や業種を限定すれば感電、火災、波及事故等を防止できるという根拠はなく、御提案の代替措置を講じる特区として、点検頻度を下げることは困難と考える。他方、御要望の点検頻度の緩和については、現行制度下においても、信頼性が高く一定基準を満たした設備であれば、停電による点検を3年に1回とすることとなっているため、当該制度の利用について検討されたい。(当該基準の詳細は「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を参照されたい。)				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D 一部 C	「措置の内容」の見直し	-

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	企業立地促進法の計画期間の緩和	都道府県	北海道
提案主体名	石狩市		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領
制度の現状	<p>企業立地促進法においては、市町村及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が共同して、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画である「基本計画」を作成し、主務大臣の同意を得ることとなっており、当該「基本計画」において計画期間を定めることとなっている。(法第5条 基本計画)</p> <p>当該計画期間については、企業立地促進法実施要領において「基本計画の計画期間は原則5年とする。この期間よりも短期又は長期の期間を認定する場合には、当該計画期間の合理性が認められることが必要である。」としている。(実施要領 13. 計画期間)</p> <p>また、一度定めた計画期間を変更するためには、企業立地促進法に基づき「基本計画」の変更に係る主務大臣の同意を改めて得ることが必要となっている。(法第6条 基本計画の変更)</p>

求める措置の具体的な内容	<p>企業立地促進法における基本計画の計画期間は原則 5 年とされており、この期間より短期又は長期の期間を設定する場合は、主務大臣の同意が必要となっているが、これを届出のみで期間の変更を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行の企業立地促進法においては、基本計画の計画期間は原則 5 年とされており、この期間よりも短期又は長期の期間を設定する場合には、当該計画期間の合理性が認められることが必要とされている。</p> <p>また、計画期間を変更する場合は、主務大臣に協議した上で、同意が必要とされている。</p> <p>データセンターを中心とした情報産業分野は、今後も成長が期待される分野であることから、立地計画に定める重点集積業種が「情報」の場合は、計画期間について、地域産業活性化協議会が自主的に定めることができるよう、主務大臣への届出のみで変更可能とする。</p>
【提案理由】	<p>今後も成長が期待される情報産業については、コスト削減による国際競争力の強化が重要な課題である。</p> <p>特にデータセンターについては、集積化により、通信回線使用料を始めとした運営コストの削減に大きな効果があることから、基本計画の計画期間を柔軟に設定できるようにするための緩和を行う。</p> <p>国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。</p> <p>さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>

#### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
企業立地促進法では、作成した基本計画について国の同意を得ることで、各法律の特例措置等の支援を受けることができる仕組みとなっている。そのため、基本計画の変更をする場合も変更された後の計画が支援措置を講じるべき計画として適当であるか否かを、確認するため主務大臣への同意協議を求めるとしている。  その際、計画期間は、当該計画の実効性や当該計画が円滑かつ確実に実施されるものであることを把握するに当たって必要不可欠な事項であることから、その他の事項と同様に計画期間を変更する場合にも国に対して同意協議を行っていただく必要があると考える。  なお、本法では第六条第一項及び第二項に基づき、主務省令で定める事項について、軽微変更として国に対する届出のみで変更することを認めているが、ここで軽微変更とされるものは、地番の変更に伴う記載内容の変更等基本計画の実施に大きな影響を与えない事項に限定されていることから、今回の計画期間の変更はこれには当たらないものと考える。				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
提案主体からの意見	
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し
	-

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120120	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	
要望事項 (事項名)	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた省エネ法に関する特例措置		都道府県	北海道
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 国土交通省
該当法令等	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 73 条 (建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準)
制度の現状	住宅・建築物の建築主等に空調設備等の建築設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、エネルギーの使用の合理化に資するよう努めることを義務付けるとともに、一定規模以上の住宅・建築物の建築主等に対し、空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置について都道府県知事等に届け出ることを義務付ける。

求める措置の具体的内容
情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、省エネ法に関する特例措置を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由
環境効率を達成できるデータセンター構築は、北海道の外気や地熱などを利用することにより実現可能であるにも関わらず、経済状況の悪化等を理由に企業投資や研究が遅れるなど国際競争への対応が遅々として進まない状況にある。このため、当該プロジェクトでは、日本産業の国際競争力強化を主題に、コンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。
岩見沢市は、気候面でデータセンター設置に適するほか、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有しているため、当該プロジェクトを最も効率・効果的に実施可能な地域と考える。
【プロジェクト内容】
○環境配慮型データセンター利用促進に関する取り組み 省エネ法の建築物の省エネルギー基準判断項目・判断基準値について、現行ではデータセンターは工場又は事務所と同じ分類とされるが、環境配慮型データセンターについて、新たな項目・基準値を追加することを求める。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
建築物のうち、データセンター部分は、御指摘の省エネ基準(建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成 11 年通商産業省・建設省告示第 1 号))において「工場等」として取り扱われる。  省エネ基準は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)第 73 条に基づく建築主等の判断基準				

として、建築物の用途ごとに合理的な努力で達成できる水準が定められているが、「工場等」は照明設備・給湯設備(返湯管を有する中央熱源方式の給湯設備に限る)のみについて基準が定められているに過ぎず、「環境配慮型クラウドデータセンター」の立地の妨げになっているとは考えられない。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

本提案は、右提案主体からの意見にも記載の通り、現行の省エネ基準における環境配慮型データセンターの分類(「工場等」)では、環境配慮型データセンターに対する基準としては基準が不十分であるため、判断項目・判断基準値の追加を求めるものである。貴省においてはこれらを踏まえ、再度検討し、回答されたい。

### 提案主体からの意見

当該プロジェクトにて予定するデータセンターでは、通信機器収納施設としてコンテナを利用するものであり、コンテナ自体は省エネ基準の「工場等」と分類され、また、建築基準法においても設備機器として取り扱うものと理解しております。しかしながら、コンテナはあくまでも通信機器収納を行うのみで、ビル型など従来型データセンターと比較して非常に効率的ではあるものの、従来型と同様に受電設備や無停電電源設備、冷凍設備等の関連設備設置が必要となります。このため、世界最高レベルのエネルギー効率を目指す「環境配慮型クラウドデータセンター」について、周辺関連設備を含む省エネルギー基準判断項目・判断基準値の追加を求めたい。

### 再検討要請に対する回答

### 「措置の分類」の見直し

E

### 「措置の内容」の見直し

-

御指摘の省エネ基準は、建築物に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等の判断の基準として、建築物の用途ごとに合理的な努力で達成できる水準を定めるとともに、その措置が著しく不十分であるとして指示、命令等の措置を講じる必要がないかを建築主事を置く市町村の長等である所管行政庁が判断するためのものであり、先進的な取組を評価するためのものではない。

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120130	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	
要望事項 (事項名)	データセンターに対する共通評価指標策定要望		都道府県	北海道
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
該当法令等	なし
制度の現状	なし

求める措置の具体的な内容
情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、評価指標の確立を求める。
具体的な事業の実施内容・提案理由
当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。  【プロジェクト内容】  ○データセンターに係る環境評価基準の明確化 ・環境配慮型データセンターとしての評価基準の明確化 データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷値、通年平均)など評価条件が統一されず、環境優位性比較が困難であり、電力効率(DPPE)など共通評価指標策定に関する措置を願いたい。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	-
本要望にかかる規制は存在しないものの、データセンターの環境評価指標(DPPE)については、現在、グリーン IT 推進協議会(民間団体)を中心に、標準化に向けた取り組みを進めており、今後はその実行性を検証して早期の確定を目指していくこととしている。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し

## 11 経済産業省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	1120140	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	
要望事項 (事項名)	データセンターの政府調達基準策定要望と、データセンターシステムの標準化要望		都道府県	北海道
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
該当法令等	なし
制度の現状	なし

求める措置の具体的な内容
情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、官民協働など利用促進に向けた措置を求める。
具体的な事業の実施内容・提案理由
当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。  【プロジェクト内容】  ○データセンターの利用促進に向けた取り組み ・官民協働利用など利用促進に向けた取り組み 「情報システムに係る政府調達の基本方針(政府調達ガイドライン)」等において、データセンター(ハード)とシステム(ソフト)の分離分割調達に関しデータセンター利用等が不明確であり、また、一括調達が多いことからデータセンターに関する環境配慮が困難な状況にある。このため、データセンター利用に配慮した分割調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一的なガイドラインの策定を求める。 また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	-
(官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。に対する回答)				

本要望にかかる規制は存在しないものの、公益性の高いクラウドシステムの構築に当たっては、相互連携可能なシステム構築できるように、技術参考モデル(共通基盤システム間の相互運用性を確保する基準)等を整備すると共に、その普及促進を図っていく。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し